本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百五十九号）（内閣府本府）

1　令和八年熊本地震による災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

⑵　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑶　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

⑷　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百六十号）（内閣府本府）

1　令和八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定すること。（第一条関係）

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。（第二条関係）

⑴　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

⑵　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

⑶　債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

⑷　相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

⑸　民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

3　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇令和八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（政令第二百六十一号）（法務省）

1　令和八年熊本地震による災害を総合法律支援法第三十条第一項第四号に規定する非常災害として指定する。（第一条関係）

2　１の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。（第二条第一項関係）

3　１の非常災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和九年七月二十七日までとする。（第二条第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十九号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和八年熊本地震による災害	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣兼内閣総理大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野　賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。